(目的)

第1条 市民1人1人が栄養バランスのとれた食事を摂取することにより健康維持・増進を図るため、市民の健康に対する意識を高め、実践者を増やすための取り組みを継続的に実施している市内の飲食店・店舗等を「かけがわ健康応援店」として認定し、市民が健康づくりに取り組みやすい環境をつくるとともに、健康づくりに取り組む飲食店・店舗等の利用客を増やす。

(対象)

第2条 掛川市内の飲食店・店舗等を対象とする。

(認定基準)

- 第3条 以下のいずれかのメニューを、継続的に提供していること。
  - ①「野菜たっぷりメニュー」:1食で野菜を120g以上摂取できるメニュー
  - ②「しっかり減塩メニュー」:1食の食塩相当量が2.2g以下のメニュー
  - ③「グッドバランスメニュー」: バランスのとれたメニュー(スマートミールの基準に準ずる) (認定の申請)
- 第4条 認定を受けようとする飲食店・店舗等は、市に申請(様式第1号)をする。 (認定の決定)
- 第5条 市は、提出のあった申請書・訪問等により、認定基準を満たしていることを審査する。 認定された店舗(以下、認定店という。)には、「かけがわ健康応援店認定証」及び「認定マーク」を交付する。

(認定の取り消し)

- 第6条 次の事項に該当する場合は、認定を取り消す。
  - (1) 申請事項に偽りや申し出があった場合
  - (2) 市が認定店として適当でないと判断した場合

(情報の公開)

第7条 認定店については、市ホームページへの掲載を希望する情報(店名、所在地、電話番号、取組内容等)を公開する。

(その他)

- 第8条 メニューの提供を希望する飲食店・店舗等に対しては、助言・指導等の支援をする。
  - 2 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月13日から施行する。

## ●共通事項

・店舗等で、年間を通じて継続的に提供されるメニューであること。 (期間限定メニューなどは対象外)

## ①「野菜たっぷりメニュー」

・1食で野菜120g以上(生野菜の状態で計量)を摂取できるメニューであること。

## ②「しっかり減塩メニュー」

- ・1食の食塩相当量が2.2g以下のメニューであること。
- ・減塩の工夫(酸味、香辛料、天然だし、旬の食材の活用等)をしていること。

## ③「グッドバランスメニュー」

・バランスのとれたメニュー (1食で主食・主菜・副菜がそろい、野菜たっぷりで、 食塩相当量に配慮したもの)を提供していること (スマートミールの基準に準ずる)。

スマートミールの基準		450~650kcal 未満 ※栄養バランスを考えて「ちゃん と」食べたい女性や中高年男性向け	650~850kcal 未満 ※栄養バランスを考えて「しっかり」食べた い男性や身体活動量の高い女性の方向け
主食	飯、パン、めん類	(飯の場合)150~180g 相当量	(飯の場合)170~220g 相当量
主菜	魚、肉、卵、 大豆製品	60~120g 目安	90~150g 目安
副菜	野菜、きのこ、 海藻、いも	140g 以上	140g 以上
食塩 相当量		3.0g 未満	3.5g 未満

※厚生労働省「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」等に基づき基準を設定